九州共立大学経済学部紀要

第 121 号

2010年7月

目 次

| | 20 | 1000 | _ |
|--------|----------|------|---|
| ≕Δ | | 1.4 | 4 |
| äm | | - 1 | ⊽ |
| 14(91) | 0.00 | | _ |

| 会社の行為はすべて商行為に該当 | するか … | | 徐 | 陽 | (1) |
|-------------------------|-------|--|---|----------------|------|
| | | | | | |
| 有利な選択肢を明示することの選 | 尺への影響 | | 水 | 戸康夫 | (13) |
| | | | | | |
| 그릇이 얼마 되는 것이 들어가 되었다니다! | | | | 本 眞 文 島 雄 士 | |

九州共立大学経済学部紀要

第 121 号

九州共立大学経済学部

2010年7月

会社の行為はすべて商行為に該当するか

徐陽

I はじめに

会社法の第5条は、「会社(外国会社を含む。次条第1項、第8条及び第9条において同じ。)がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする」と定めている。また、商法の第4条第1項では、「この法律において商人とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。」とし、また第503条第1項は、「商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。」とし、さらに同条第2項は「商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。」と定めている。

この場合,会社が無条件に商人に該当するのかどうか,会社の行為はすべて商行為となるのかどうかなど,条文の内容の解釈についていくつかの論争がある。すなわち,ある論者は,会社が「無条件に」商人に該当しないと主張するのに対して,ある論者は,商法の第11条第1項の「商人(会社及び外国会社を除く。以下この編において同じ。)」という括弧書きの「以下」の文言に明らかなように、同法の第11条より前の規定における「商人」の概念には当然に会社も含まれ得るものと解すべきであると反論している1。また、これに加えて、会社の行為についても、すべての商行為に該当するのかどうか、その主張立証の責任の帰属問題についてどう解決すればよいのか、などの論争がある。

以下、本稿において、会社の行為はすべて商行為となるか、会社は無条件に商人に該当するかという問題点の解明を試みる。そのためのアプローチとして、近時の最高裁判所第二小法廷判決(平成19年(受)第528号の平成20年2月22日判決(民集62巻2号576頁)(一部破棄 差戻し)、控訴審=福岡高判平成18.12.21(一部変更、控訴棄却)、第一審=佐賀地判唐津支部平成17.6.30(一部認容、一部棄却))の事案を取上げ、これを分析・検討することを通じて、その論点整理をするとともに、問題の所在を明らかにし、筆者の見解を述べる。

Ⅱ 最近の最高裁判例から

1. 事実の概要

(1)当事者等

X氏(昭和4年4月生)は、平成4年頃まで定期船、貨物船等の海上運送業とホテル業を営む「有限会社 I」の代表取締役を、平成6年頃まで遊覧船業を営む株式会社Kの代表取締役を、それぞれ務めていた者である。また、平成3年5月頃は呼子商工会の理事の職にあったが、現在は無職である。X氏は当事件の第一審の原告であり、第二審において控訴人兼被控訴人であり、そして最高裁においては上告人である。

Y会社は、砂採取及び販売等を目的とする有限会社であり、現在もいわゆる特例有限会社としてY有限会社の商号を続用している。Y会社は第一審の被告会社であり、また第二審の被控訴人兼控訴人であり、そして最高裁では被上告人となっている。

訴外D氏(昭和5年8月生)は、昭和48年6月のY会社設立以来の代表取締役であり、平成3,4年頃には、某砂採取協同組合(以下、砂組合という。)理事をはじめ、社団法人全国〇〇会会長及び呼子町議会議員などを務め、呼子商工会の理事長の職にあったこともある。

B氏(昭和21年10月生)は、D氏とは平成14年11月以前からの知人であって、唐津市内において主に飲食業と遊技場を経営する傍ら、肩書住所地において「V」の屋号で貸金業も営んでいる金融業者であり、取立屋である。第一審の被告でもある。

訴外F氏は、不動産仲介業を営むM株式会社の代表取締役であった。平成3年3月以前から、 X氏の「有限会社 I」が所有していたホテルの売却の仲介を依頼されていた。

(2)判例の概要

X氏(原告,控訴人兼被控訴人,上告人)は、平成6年7月26日当時、呼子市内に不動産(以下,本件不動産という。)を所有していた。本件不動産には、平成3年5月7日金銭消費貸借を原因とする抵当権が設定され登記し、平成6年7月26日受付設定(佐賀地方法務局等津支局平成6年7月26日受付第8690号)、債権額は5000万円、債務者はX氏、抵当権者はY会社とする抵当権の設定登記(以下「本件抵当権設定登記」という。)がされている。

Y会社(被告,被控訴人兼控訴人,被上告人)は、砂の採取及び販売等を目的とする有限会社であったが、現在、会社法の施行により特例有限会社として存続している。その代表取締役D氏はX氏と小中学校の同窓で、学年1年上であり、D氏が呼子商工会の理事長を務めていたころ、X氏が理事であって、商工会活動を通じて関わりが深くなったようである。

平成3年3月10日ころ、X氏が所有していたホテルの売却の仲介を依頼していたF氏から、1 億円を融資してくれる人物の紹介を再三に頼まれ、同月25日ころ、X氏はD氏をF氏に紹介 した。D氏はX氏からの依頼を受け、博多駅前の土地を整理して転売するために1億円を必要 としていたF氏の資金に充てるため、「男らしくバンと貸してやるという気持ち」で、自己が代 表取締役を務めるY会社においてX氏の依頼に応じることとした。そのため、X氏が竹馬の友 であることを強調して、Y会社の経理担当者をして、Y会社がその取引銀行から融資を受ける ための手続をさせ、融資を受けた1億円をY会社がX氏又はF氏に貸し付けた(以下、この貸付 けを「本件貸付け」という。)。D氏は原告X氏に対し、君がF氏を紹介したのであるから、名前ぐらい貸してくれてもよいだろうと告げてX氏を説得し、平成3年5月7日に、本件根柢当権設定登記手続がなされた。平成4年12月17日、X氏はY会社の事務所において、Y会社に宛てて「12月31日までに1億円及び利息が返済できない場合は、担保設定されても異議はありません」と本文及び自宅と事務所の所在地を記載した上、署名指印した書面を作成し、Y会社に交付した。平成5年4月5日、本件根柢当権につき、Y会社を権利者とする転柢当権設定し、7日に登記手続がなされた。その後、平成14年11月1日に、D氏はX氏に対して、本件融資の債権を被告B氏に譲渡する旨を通告した。

本件訴訟は、X氏がY会社に対し、本件不動産の所有権に基づき、本件抵当権設定登記の抹消登記手続を求めるものである。本件反訴において、被告らがX氏に対して、主位的請求として、Y会社は平成3年5月7日にX氏に1億円を貸し付けたと主張して、残元本及び遅延損害金の支払を求めるとともに、予備的請求として、Y会社は前同日F氏に1億円を貸し付け、X氏がF氏の債務を連帯保証したと主張して、主位的請求と同額の金員の支払を求めた。なお、Y会社は、本件抵当権の被担保債権は反訴請求に係る債権であると主張したほか、いずれにおいても残元本9、498万4、440円の支払いを請求している。

第一審の佐賀地方裁判所においては、X氏が、被告B氏に対する請求を全部認容したが、Y会社に対する請求を棄却し、Y会社の反訴請求をも棄却した。すなわち、本件移転登記の抹消登記手続、本件建物から退去して本件土地の明渡しを求める各請求、並びに平成14年12月27日から本件土地及び本件建物の明渡し済みまで、1か月10万円の割合による金員の支払を求めるX氏の請求には理由があるとしてこれらを認容したが、その余の原告X氏のY会社に対する本訴請求及び、Y会社のX氏に対する反訴請求には理由がないとして、それぞれ棄却することとした。そのため、X氏とY会社らの双方がそれぞれ控訴した。

第二審の福岡高等裁判所では、新たな事実関係を認定した上で、以下のように判断してい た。

Y会社は、平成3年5月7日、X氏又はF氏に対して、返済期日を平成3年7月31日として1億円を貸し付けたものである。その借主がX氏であればもちろんのこと、たとえそれがF氏であるとしても、X氏はF氏の債務を連帯保証したというべきであるから、いずれにせよX氏はY会社に対して1億円の債務を負っていたことになり、そして、その残元本は8300万円(平成3年7月末頃、F氏からD氏に交付された700万円の小切手、その後、同年11月25日にX氏からD氏に交付された1000万円の約束手形による決済済みの金額を控除した額)となっている。

X氏は、平成17年11月1日の原審第1回口頭弁論期日において、反訴請求に係る債権につき商法第522条(商事消滅時効)所定の5年の消滅時効が完成しているとして、これを援用した。 X氏は、本件債務は商事債務であるところ、一審原告が執った最終の債務承認的言動は、平成6年7月26日の本件抵当権登記手続である。したがって、平成3年5月7日の本件債務は、平成11年7月26日の過程により短期消滅時効が完成し、消滅したと主張した。

これに対して、控訴審判決(福岡高判平成18.12.21民集62巻2号613頁参照)は、本件貸付けはY会社の事業とは無関係に、その代表取締役D氏のX氏に対する情宜に基づいてされたものとみる余地があるから、本件貸付けに係る債権が商行為によって生じた債権に当たるということはできず、上記債権には商法第522条(商事消滅時効)の適用を否定し、X氏の消滅時効の

主張はその前提を欠くとした。したがって、本件抵当権の被担保債権である本件貸付けに係る 債権が時効消滅したということはできないし、また、X氏はY会社に対する8300万円及び遅延 損害金の支払義務を免れないというべきである。X氏の本訴請求を棄却すべきものとし、Y会 社の反訴請求を一部認容した。そこで、X氏は上告した。

2 本判決の要旨

破棄差戻し。

原判決中Y会社に関するX氏の敗訴部分を破棄する。

前項の部分につき,本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

その理由は、会社の行為は商行為と推定され、これを争う者において当該行為が当該会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負うと解するのが相当である。なぜなら、会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とされているので(会社法第5条)、会社は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者として、商法上の商人に該当し(商法第4条第1項)、その行為は、その事業のためにするものと推定されるからである(商法第503条第2項。同項にいう「営業」は、会社については「事業」と同義と解される。)。

前記事実関係によれば、本件貸付けは会社であるY会社がしたものであるから、本件貸付けはY会社の商行為と推定されるところ、原審の説示するとおり、本件貸付けがD氏のX氏に対する情宜に基づいてされたものとみる余地があるとしても、それだけでは、1億円の本件貸付けがY会社の事業と無関係であることの立証がされたということはできず、他にこれをうかがわせるような事情が存しないことは明らかである。

したがって、本件貸付けに係る債権は、商行為によって生じた債権に当たり、同債権には商 法第522条の適用があるというべきである。これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼ すことが明らかな法令の違反があるとしている。

以上によれば、論旨は理由があり、原判決中被上告人に関する上告人の敗訴部分は破棄を免れない。そこで、本件貸付けに係る債権に商法522条の適用があることを前提として、同債権が時効消滅したか否かについて更に審理を尽くさせるために、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。なお、被上告人の反訴請求には主位的請求と予備的請求とが併合されているのであるから、差戻し後の控訴審においては、まず、主位的請求の請求原因として主張されている事実、すなわち本件貸付けに係る借主が上告人であるか否かを判断する必要があり、これが否定された場合には、予備的請求に対する判断を行うべきこととなる、という結論が出された。

Ⅲ 判例分析

- 1. 事実に関して原審で争われた点について確認したことを整理してみると, 以下の通りである。
 - (1)本件債務について、Y会社から合計1億円が支出され、それがF氏に渡ったことは確実で

ある。問題はこの1億円がX氏に貸付けられた上で、X氏から下氏に交付(貸付)されたのか、それとも、Y会社から下氏に直接貸付けられたのかである。また、F氏に対する貸付けであるとしても、これにつきX氏において連帯保証したものかの問題である。しかし、いずれの場合であるかを問わずY会社から下氏までの1億円の流れについては、F氏の借用証書その他の客観的な証拠書類は存在しなかった。その結果、X氏において本件債務を負っているということとなった。本件貸付けの弁済期は平成3年7月31日とする旨の約定であったものの、本件債務の残額は1億円から1700万円を控除(Y氏はX氏の有限会社 I を振出人とし、平成3年11月25日振出、同年12月25日支払とする額面1000万円の約束手形を同月27日に元本組入れ、同年7月末下氏から額面700万円の小切手を充当し、合計額1700万円)した残額である8300万円となること、が認められる。

(2)本件抵当権登記の原因たる同抵当権設定合意の存否について、本件同意書は、Y会社の罫紙を用いたものである上、担保の目的物件についても、土地や建物の区別もなく、「自宅」とのみ記載されていること、X氏の実印ではなく指印が押捺されていることなど、いかにも急ごしらえで、杜撰なものではあるけれども、本件貸付けの債務を担保するため、その自宅に抵当権を設定することを承諾するというX氏の意思が明示されているものであるため、本件抵当権設定合意が適法に成立したものと認められる。

(3)本件抵当権設定合意の効力については、D氏のX氏に対して再三にわたり担保の提供を催促する過程において、D氏が、一審原告X氏に対し、抵当権の設定を受けたからといって直ちに実行するつもりはないなどと、X氏を安心させるような言辞を用いた可能性は否定できないが、X氏から抵当権の設定を受ける旨の効果意思を欠いていたとまで認めることは困難であるから、本件抵当権設定の合意は有効である。

(4)本件の所有権移転の登記がなされているが、その合意は、一審被告B氏がX氏宅に訪れておよそ3時間以上経て、B氏から強迫を受け、売買契約あるいは代物弁済契約を締結し、本件所有権移転の手続きをしたものと解される。この場合、B氏の強迫を理由とするX氏の取消により、無効になると解される。そして、X氏において、平成15年9月10日、B氏に対して取消しの意思表示をし、その意思表示が同日一審被告B氏に到達したことが確認されている。

(5)一審被告B氏が本件土地及び本件建物を占有するのは不法行為となるか。その場合の賃料相当損害金はいくらかの問題については検討する。原審では、一審被告B氏は、X氏に対し、本件建物を退去して本件土地を明け渡すとともに、上記占有(不法行為)によってX氏が被った賃料相当損害金を1か月当たり10万円とする賠償する責めを免れないとされている。

(6)本件債務は商事債権に該当するか、その時効消滅について検討する。X氏は、本件債務は商事債権であると主張し、一審原告が執った最終の債務承認的言動は、平成6年7月26日の本件抵当権登記手続である。したがって、本件債務は、平成11年7月26日の経過により短期消滅時効が完成し、消滅した。

なお,本件所有権登記の合意に関しは、一審被告B氏の強迫によるものであることが明白であるから、X氏が上記合意をしたことをもって債務承認行為と評価すべきではない。

Y会社らの主張としては、①本件債務は、D氏に対する一審原告からの個人的な依頼に基づくものであって、一審被告会社の事業としての貸付けではないことから、商事債権に当たらない。また、X氏は、一審被告B氏に対し、平成14年11月6日、本件債務の存在そのものは承認し

ていた。②仮に消滅時効が完成しているとしても,X氏の上記主張は,本件控訴審に至って初めて主張されるに至ったものであるから,同主張は信義則に反し許されない。

これらの点に関して、原審は、Y会社は、砂採取及び販売等を目的としているところ、本件貸付けは、Y会社の営業とは無関係に、むしろ、D氏のX氏に対する情誼に基づいてなされたものとみる余地があるから、本件貸付けに基づく債権が商事債権であるということはできないとした。

最高裁は、「本件貸付けに係る債権は、商行為によって生じた債権に当たり、同債権には商法 522条の適用があるというべきである。」としている。高裁との結論に比べると、商事債権に当 たるか否かの判断は異なっていることから、商行為によって生じた債権の根本である会社の 行為等に関して検討する必要がある。

2. 研究

本最高裁判決では、会社の行為が当然に商行為であると推定されている。そして、その商行為性を争う者に、当該行為が会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負うこととしたものである。その理由は、第一に、会社は自己の名をもって商行為をすることを業とする者として、商法上の商人に該当する(商法第4条1項)。第二には、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、商行為とされている(会社法第5条)。第三には、商人の行為は営業のためにするものと推定すると定める商法第503条第2項の適用があること、にある。この三点について検討する必要があると考える。以下、会社は無条件に商人に該当するか、会社の行為はすべて商行為であるか、会社の商行為の推定適用について個別に検討していきたい。

(1)会社の商人性

平成17年の会社法では、商法総則の規定のうち、会社に適用されるものに関して会社法総則として規定している(そのため、商法総則のうち、商法第11条以下の諸規定は会社および外国会社以外の商人に適用されることになる)。会社法施行前の旧商法²は、商法の規定を適用するための基準として、商人概念と商行為概念を柱として規定を設けている。つまり、まず、絶対的商行為および営業的商行為を規定し、自己の名をもって商行為をすることを業とする者を固有の商人として規定をおき、商行為概念から商人概念を導いている。次に、商人がその営業のためにする行為は附属的商行為と補完的に規定し、商人概念から商行為概念を導いている。この二つの概念を相互に絡ませながら商人および商行為を定義している(折衷主義)立場である。したがって、旧商法は、絶対的商行為および営業的商行為を業とする社団である商事会社が固有の商人であることを明確にしており、また、非商行為を業とし営利を目的とする社団を民事会社とし、擬制商人の一つとして、その営業目的の行為には、商行為に関する規定を準用していた(旧商法第4条第2項、同法第52条第2項)。

これに対して、現行会社法および現行商法には、会社が商人である旨の明示的な規定がない。 会社法で総則規定を置いたため、会社を商人とみなす必要がなくなったとの立場である。すな わち、立案担当者の解説によると、商法総則の規定については、これと同内容の規定が会社法 において設けられており、会社を商人としなくてもその適用を実質的に確保することができる³。商事会社は、商法4条第1項によって商人となり、店舗等による物品の販売を業とする会社・鉱業を営む会社は、商法4条第2項によって擬制商人となるとする⁴。また、商行為に関する規定については、会社および外国会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為が商行為となる旨を定めている(会社法第5条)。これらの規定によって、事業目的の種類に法的な意味がなくなり、会社は当然に商人であると解されている。そのため、いわゆる「形態商人」と解する見解もある⁵。

本判決は、「会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とされているので(会社法第5条)、会社は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者として、商法上の商人に該当している(商法第4条第1項)」から、会社法第5条と商法第4条第1項を組み合わせることによって、会社は商人であるという最高裁の明確な判断が示された。これによって、商人の商行為に関する各規定を会社の行為に適用するについて、問題がなくなったといえる。

(2)会社の行為の商行為性

会社の行為はすべて商行為であるか否かについて検討してみる。会社法は、改正前の商法がとっていた「商事会社」と「民事会社」の区別を廃棄し、会社を一元的に把握することとなった。商行為の総則には、基本的商行為に該当する行為の類型を絶対的商行為と営業的商行為に定め(商法第501条、第502条)、その商行為をする人を商人(固有の商人)として商法を適用することにした(商法第4条第1項)。ただし、最初の商行為の類型で例外となる行為についても、商法を適用しなければならない場合もあるので、商人がその営業のためにする行為も附属的商行為とした(商法第503条)。

会社法第5条によって、会社(外国会社を含む。次条第1項、第8条及び第9条において同じ。)がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、商行為とすると規定している。すなわち、この条文中、会社の「事業としてする行為」、および「事業のためにする行為」を商行為であるとしている。行為の主体が会社であれば、事業のためにする行為である限り、あらゆる種類の行為が会社にとって商行為となるといえる。

会社法が商法から独立したことにより、商法は商人の営業、商行為その他商事については他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるものであり(商法第1条)、また自己の名をもって商行為をすることを業とする者を「商人」と定義としている(商法第4条)。他方、会社法は、会社がその事業としてする行為および事業のためにする行為を「商行為」と定めているのであるから(会社法5条)、会社法と商法は密接な関係にあることは疑問の余地はない。旧商法においては、「自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ為ス」とは、自己がその行為に基づく権利義務の主体となることを意味すると解されてきた6。法人である会社は権利義務の主体であるから、前述したように当然に承認に該当するものと考えられる。法人である会社については、法人の事業に関わらない領域すなわち私的領域で法人の行為がされることは考えられないから、会社の行為はすべて商行為であるといえる7。

本判決は、会社は商人であることから、会社の行為がまず商行為であると「推定」し、その商行為性を争うものに、会社の行為が事業と無関係であることの立証責任を課している。つまり、

会社の行為にも商行為に該当しないものがありうることを明確な判示をした。

(3)商行為性の推定

会社法の施行前、旧商法第503条第2項は「商人ノ行為ハ其営業ノ為ニスルモノト推定ス」と 規定しており、この規定は講学上の暫定真実であると考えられていた⁸。そもそも、商法第503 条第2項が会社の行為に適用されるかどうかは、従来から争いがあったところである。

従来の学説の通説とされる見解は、会社の行為については、すべて商行為であり、会社には旧商法第503条第2項の推定規定の適用の余地はないと解するのが多数説であった⁹。その根拠は、会社の行為について、「会社には一般私生活なるものなき故に、荷も会社の目的の範囲内の行為と認むべきものならば営業の為めにする行為となる」ということに求められている¹⁰。要するに、会社の行為については、旧商法第503条第2項の推定規定の適用を待つまでもなく、当然に商法503条1項によって商行為とされるというわけである。

これに対して、少数説は、「会社も社会的実在として存在しかつ活動している限り、営業生活以外に一般社会人としての生活領域が存在しうる」として、商法第503条第2項の適用を肯定的に解する¹¹。この点に関する判例としては、大判大正4年5月10日民録21輯682頁、大判大正3年6月5日民録20輯437頁、最二小判昭和29年9月10日民衆8巻9号1581頁、最二小判昭和51年7月9日裁判集民118号249頁などがある。法理としては推定規定の適用があることを明確に述べていないものの、通説とは異なり、会社の行為についても旧商法第503条第2項の推定規定の適用があることを前提とする説示をしている。いわば会社が商人であることから、会社と個人商人の違いを意識することなく商法第503条第2項の推定規定の適用が認めたものの存在にすぎないとする。

現行商法第501条と第502条においては基本的商行為を定めており、さらに、第503条第1項において、「商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。」とし、同条第2項では、「商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。」と規定している。これは旧商法第503条第2項の推定規定を引き継がれたものの、会社法には、「会社(外国会社を含む。次条第1項、第8条及び第9条において同じ)がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、商行為とする」とだけ規定され、商法第503条第2項に相当する推定規定が設けられなかったため、欠落している部分である。このような構造の下では、商事会社の行為がすべて商行為に当たるかどうかを判断する際して、それが営業のためになされたものであるかどうかが重視されることになる。

附属的商行為が商行為であるとされるのは、当該行為の客観的な性質によるものではなく、商人の営業と関連付けられることによる。現行法下での説明としては、「商人の行為についての整合的法規制の必要から、商人が営業のためにする行為は商行為とされる」¹²、また「商人の……本来の営業に関連する手段的行為であることから」商行為としたものである¹³、などと説明されている。

立案担当者の解説によると、会社の目的である事業が営利性を有する否かにかかわらず、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、すべて商行為とみなされる。したがって、商法の商行為に関する規定については、特にその商人性について論ずるまでもなく、すべて会社に適用されることとなる¹⁴。

平成17年の商法改正,会社法の創設によって,会社(外国会社も含む)が事業としてする行為,および,その事業のためにする行為は商行為とされることになった(会社法第5条)。したがって,会社は商行為をすることを業としているから商人となる。事業の種類を問わないことになったから,会社が行う事業はすべて商行為であり,その事業のために行う行為は,メセナであれ,寄付であれ,商行為になると解することになろう¹⁵。すなわち,法令解釈に関しての統一的解釈はなかった。

上述したような理由から、本判決は、会社は商法上の商人であるから、会社の行為はその事業のためにするものと推定されるから、商法第503条第2項の規定が適用される判示した。特に、会社法の規定によって、会社の行為が商行為であることを設けられ、その上、商法第503条第2項の規定に該当する推定規定がないにもかかわらず、本判決が会社の商人性から、あえて商法第503条第2項の推定規定の適用があることを明確に認めた。その結果は、会社の行為は、商行為であると推定されるとする¹⁶。それと同時に、会社の行為にも商行為に該当しないものがありうることを明確にした。その場合、会社の行為が商行為に該当することの立証責任の帰趨が問題となる。

本判決は、会社の行為は商行為と推定されるため、その商行為性を争う者に、当該行為が当該会社の事業のためにするものでないこと、すなわち当該会社の事業と無関係であることの主張立証責任を負う点が重要となる。本件については、会社の貸付が代表者の情宜に基づいてされたものと見る余地があるというだけでは事業と無関係であることの立証としては不十分で、個別具体的に事業と無関係という行為の客観的要素など、他にこれをうかがわせるような事情が存しない以上、同貸付に係る債権は、商行為によって生じた債権に当たると判断したのであろう。

IV 本判決の意義

本判決は、会社の行為はすべてを商行為とみるのか、それとも組織法上の行為、雇用上の行為など行為の性質から例外的に商行為でないものを認めるのか、明確な回答がなされた。すなわち、会社は商人であるから、会社の行為にも商法第503条第2項が適用されると明確に判示した。つまり、会社法施行後においても、会社の行為の商行為性、その立証責任について、旧商法と同様な見解をとることを明らかにしたものであり、会社の行為に限定して最上級審の判示するものと見ることができる。この判示は、その解釈の前提として、会社の行為にも商行為に該当しないものがありうることを明確にするとともに、その立証により商行為性が認められない場合があることもまた明確にした点においても、重要な意義を有すると考える。

注

- ¹ この論争は九州大学産業法研究会(2009年1月29日, 於西南学院大学)においても, 賛否両 論の見解があった。
- ² 旧商法第52条第1項が「本法二於テ会社トハ商行為ヲ為ス業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」としており、第4条第1項が「本法二於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」と定義している。
- 3 相澤哲―岩崎友彦「会社法総則・株式会社の設立」商事1738号(2005.7.25)6頁(「ある法主体の行為に商行為に関する規律を適用するための方法としては、法主体を商人とする方法、法主体を商人とする方法、法主体を商人とみなす方法などが考えられるが、会社法においては、これらの技巧的な法技術を駆使することなく、端的に会社および外国会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為を商行為とすることとして、その実質を確保することとしている。」)
- 4 郡谷大輔=細川充「会社法の施行に伴う商法および民法等の一部改正」商事1741号(2005) 33頁。
- ⁵ 笹本幸弘「最新判例演習室〔商法〕会社行為が商行為に該当することの主張立証責任」法学セミナー2008-06, No642.115頁。
- ⁶ 大隅健一郎『商法総則(新版)』有斐閣(1978年)94頁。鴻常夫『商法総則[新訂第5版]』弘文 堂(1999年)102頁。
- 7 神作裕之「特集新会社法の制定 Ⅲその他 会社法総則・擬似外国会社」ジュリスト (2005.8.1-15)No.1295, 135頁。
- 8 岩松三郎ほか編『法律実務講座民事訴訟編(4)』111頁。
- 9 西原寛一『法律学全集29 商行為法』有斐閣、昭和60年5月。92頁。「商人がその営業のためにする行為は附属的商行為であるが、商人の行為は、すべて営業のためにするものと推定されている(旧商法503条2項)。…行為自体から当然に営業のためでないことが明らかな場合には、無論この推定規定の適用はない。」また、神作裕之、ジュリスト(2005.8.1-15)No.1295、135頁。 浅木慎一『商法総則・商行為法入門(第2版)』25頁。
- 10 田中耕太郎『商法総則概論』有斐閣, 1932年。243頁。
- 11 大隅健一郎『商行為法』青林書院新社。1967年, 23頁。
- 12 近藤光男『商法総則·商行為法(第5版補訂版)』有斐閣, 2008年。37頁。
- 13 青竹正一『改正商法総則·商行為法(補訂版)』成文堂, 2007年。20頁。
- 14 相澤哲, 葉玉匡美, 郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法千間の道標』商事法務。11頁。
- ¹⁵ 関俊彦『商法総論総則〔第2版〕』有斐閣、2006年6月。128頁。
- ¹⁶ 商法第503条第2項の推定から、会社の行為が商行為であると推定されるのは、会社法第5条によると解すべきであろう。

【参照条文】

会社法第5条 会社(外国会社を含む。次条第1項,第8条及び第9条において同じ。)がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

商法第4条第1項 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業 とする者をいう。

商法第503条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。 同条第2項 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

有利な選択肢を明示することの選択への影響

水戸康夫・進本眞文・八島雄士・権純珍

要約:有利な選択肢は、計算しなければ特定できない状況のチキンゲームにおいて、期待値で見た時に有利な選択肢を提示するゲループと、提示しないゲループを作り出すことで、有利な選択肢が何であるか認識した上での選択行動と、認識していない状況での選択行動とを観察できるようにした。有利な選択肢を提示する場合と、提示しない場合とにおいて、経済合理性を持たない選択肢を選択する比率は、相違しないことを明らにすることができた。

キーワード:リスク、不確実性、確率計算、チキンゲーム、期待効用原理

1 はじめに

期待効用原理は、批判に対してさまざまな修正が施された結果として、現時点でのリスク下の意思決定原理としては、最も有力な意思決定原理であり続けている。最も有力な意思決定原理であり続けているのは、代わるべき意思決定原理が存在しないことと、半数以上の実験協力者の選択結果が、期待効用原理に基づく選択と合致しているからである1)。

期待効用原理を用いる場合、最適な選択は一意に決定する。例えば、某売り場で購入する宝クジの当選確率は高いというウワサがあるとする²⁾。そのウワサを信じている人の効用が宝クジの期待金額であるとする時、最も期待効用の高い選択肢(購入すべき宝クジ売り場)は一意に決定する。

それでは、そのウワサを信じている全ての人が、最も効用の高い宝クジ売り場で購入するのであろうか。本論では、必ずしも購入するとは限らないと考える。最も効用の高い宝クジ売り場が遠方にあり、1時間半かけないとその売り場に行けないような場合、最も効用の高い宝ク

本研究は本学経済学会から、九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会への、平成21年度研究助成による研究成果である。記して感謝の意を表したい。

ジ売り場で購入しないこともありうる。1億円や3億円といった宝クジ当選金に主観的な当選確率をかけたものだけを効用とするのではなく、時間コスト(売り場に行くのに必要な時間を時給に基づいて貨幣換算したもの)も効用を構成する項目と見るべきである。時間コストも考慮するべきであるにも関わらず、宝クジ当選金に主観的な当選確率をかけたものだけを効用と定義するのであれば、最も期待効用の高い選択肢(購入すべき宝クジ売り場)を選択しない人が見られ、選択結果に対する期待効用原理に基づく予測精度は十分に高いとはいえなくなる。上述の例では、効用を適正に規定できれば(時間コストも考慮に入れれば)、期待効用原理は人々の選択行動予測に役立つであろう。

上述の例と同様に、囚人のジレンマにおける実験協力者の選択行動には、ゲーム理論(期待効用原理)に基づく予測と相違する選択行動が、少なからず見られる³⁾。囚人のジレンマゲームだけでなく、チキンゲームや安心ゲームにおいても、期待効用原理に基づく予測と相違する選択行動が、少なからず見られる⁴⁾。予測と相違する選択行動の理由の1つは、実験で設定されている利得だけが効用であるわけではないにも関わらず、効用を構成する他の要因は考慮せず、実験設定として提示している利得のみを注目しているからである。

水戸(2009)ではチキンゲームにおいて、期待効用原理に基づく予測と相違する選択行動の見られる理由の1つは感情要因であり、「最低点忌避」等の感情要因の存在することを指摘している。それではなぜ、実験協力者は「最低点忌避」等に注目するのであろうか。期待値で見た時に最も有利な選択肢が何であるか認識した上で、「最低点忌避」等に注目するのか、あるいは、期待値で見た時に最も有利な選択肢が何であるか認識せずに、「最低点忌避」等に注目するのかは、水戸(2009)の実験では明確ではなかった。

本論は、水戸(2009)のリスク下の選択と不確実性下でのチキンゲーム選択実験に続くものである。本論では、有利な選択肢は計算しなければ特定できない状況のチキンゲームにおいて、期待値で見た時に有利な選択肢を提示するグループと、提示しないグループを作り出すことで、有利な選択肢が何であるか認識した上での選択行動と、認識していない状況での選択行動とを観察できるようにした。有利な選択肢を提示する場合は、提示しない場合と比較して、経済合理性を持たない選択肢を選択する比率がどの程度低いのかを明らかにしたい。

また、有利な選択肢を提示しても、経済合理性を持つ選択肢を選択しない実験協力者の選択は、経済的に不利なことを認識した上での選択であることが明確になる。もし、そのような選択を行なう実験協力者が少なからず存在するのなら、感情要因を含めた分析を行なう必要性の高さを指摘できる。

2節では、チキンゲーム実験結果を紹介し、3節では実験結果に関する考察を行ない、4節でまとめを行なう。

2 実験

リスク下の選択とは、「選択A」と「選択B」の人数を提示している場合の選択、不確実性下の選択とは、相手プレイヤーの多くが選択している選択肢は明らかにしているが、「選択A」と「選択B」の人数は提示しない場合の選択と定義する。

本論は、期待値という言葉の提示されている回答用紙の調査を通じて、期待値で見た時に有

利な選択肢を提示することが、実験協力者の選択行動に影響を及ぼすかどうかを検討する。

実験設定

実験は、平成22年1月26日の九州共立大学における「管理会計B」受講生に対して行なった。「管理会計B」の講義を早めに終了して、教室に残っている受講生に対して、回答してくれる学生には、ボーナス点を与えることを伝え、配付する用紙(資料1と資料2と資料3)に答えてくれるよう、協力を要請した。「管理会計B」を受講している学生は、経済学部の2~4年生である。実験協力者に袋から数字の書かれた紙を取り出させ、数字が1なら資料1を、2なら資料2を、3なら資料3を配付した。

資料1は23枚を配り、無効回答が10枚あり、有効回答は13枚である。資料2は29枚を配り、無効回答が14枚あり、有効回答は15枚である。資料3は23枚を配り、無効回答が12枚あり、有効回答は11枚である。合計では75枚を配り、無効回答が36枚あり5)、総有効回答は39枚である。

理由に関する記述がA4回答用紙の半分以下であったり、半分以上であっても記述が5行以下であったり⁶⁾、明らかに課題を誤って理解しての記述がある場合は、無効回答とした。本論で示す実験においては、A4の半分以上であるが5行以下の回答用紙(文字が極めて大きく書かれている回答用紙)と、明らかに課題を誤って理解している回答用紙は存在しなかった。したがって、理由に関する裏面の記述がA4回答用紙の半分以下(白紙を含む)であることが、無効とした理由である。無効回答は多いが、分析に問題はないと考える。無効としたほとんどの回答用紙においても、表面における選択は行なわれており、しかも無効としたものの回答傾向は、有効としたものの回答傾向と大きな相違が存在していなかったからである。

実験協力者を無作為に3グループに分けて、チキンゲーム実験を行なった。3グループとも、相手プレイヤーは「選択A」を多く選択していることを提示し、実験協力者が「選択B」を選択することを、期待値で見た時に有利な選択となるように設定している。3グループのうち、1グループ(資料1配付グループ)は相手プレイヤーの「選択A」と「選択B」選択人数と、実験協力者の「選択A」と「選択B」における期待値を提示した上で、「選択B」における期待値の方が高いことを提示している。もう1グループ(資料2配付グループ)は相手プレイヤーの「選択A」と「選択B」選択人数も、実験協力者の「選択A」と「選択B」における期待値も提示していないが、「選択B」における期待値の方が高いことは提示している。最後の1グループ(資料3配付グループ)は人数、実験協力者の「選択A」と「選択B」における期待値、および「選択B」の期待値の方が高いことは提示している。最後の1グループ(資料3配付グループ)は人数、実験協力者の「選択A」と「選択B」における期待値、および「選択B」の期待値の方が高いことを提示していない。したがって、資料1はリスク下の選択、資料2と資料3は不確実性下の選択の観察を目的としたものである。

表1 実験課題として示したチキンゲーム

列2の学生の行動

| <i>F</i>)[1 | の学生の行動 | |
|--------------|--------|--|

| | 「選択A」 | 「選択B」 |
|-------|--------|--------|
| 「選択A」 | (5, 5) | (4, 6) |
| 「選択B」 | (6, 4) | (3, 3) |

利得: (列1の学生のボーナス点、列2の学生のボーナス点) 出所) 九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会作成。

実験においては上記の表を、3グループに共通して提示した上で、相手プレイヤーの利得は列2の学生の利得であり、実験協力者の利得は列1の学生の利得であることを提示して、実験協力者が「選択A」と「選択B」のどちらを選択するのか質問した。

資料1では相手プレイヤー133人のうち「選択A」を選択するのは85人(「選択A」を選択する確率が63.9%)、133人のうち「選択B」を選択するのは48人(「選択B」を選択する確率が36.1%)であることを提示し、さらに、実験協力者が「選択A」選択時のボーナス点の期待値は4.639、「選択B」では4.917であることを提示した。

資料2では、相手プレイヤー133人のうち「選択A」を選択した人の方が多いこと(「選択A」を選択する確率の方が高いこと)と、実験協力者は「選択B」を選択する時のボーナス点期待値の方が高いことを提示した。たとえ、実験協力者が実験設定に疑いを抱いて、期待値の計算をしたとしても、「選択B」の方が有利であることは、以下に示すように、容易に確認できる。

別の大学の133人のうち半数以上、つまり、67人~133人が「選択A」を選択する。例えば、67人(0.504=67/133)が「選択A」を選択している場合、実験協力者が「選択A」を選択する時のボーナス点期待値は4.504(=5点×0.504+4点×0.496)、「選択B」は4.512(=6点×0.504+3点×0.496)となる。また、133人のうち133人が「選択A」を選択している場合、実験協力者が「選択A」を選択する時のボーナス点期待値は5.000(=5点×1.000+4点×0.000)、「選択B」は6.000(=6点×1.000+3点×0.000)となる。したがって、別の大学の133人のうち半数以上が「選択A」を選択しているなら、実験協力者がどのような人数を想定していようと、計算すれば、「選択B」の期待値の方が必ず高くなることを確認できる。

資料3では、相手プレイヤー133人のうち「選択A」を選択した人の方が多いこと(「選択A」を選択する確率の方が高いこと)を提示した。期待値を計算すれば、「選択B」の期待値の方が高くなることを確認できるが、計算しようと思わなければ、期待値で見た時に有利な選択肢が何であるかは認識できない状況にある。

「管理会計B」受講生のうち、実験協力者として80人程度と予想したが、実験協力者(当日の受講生)は変動するものなので、90人、100人参加する可能性を否定できない。そこで、90人100人、あるいはそれ以上参加しても対応できる人数として、相手プレイヤーとなりうる別の大学で同様な課題を行なった学生を、130人程度と設定した。しかし、130人と設定すると、架空の数字であると感じる実験協力者が出てくるかも知れないので、あえて133人と設定した。

そして「選択A」と「選択B」の選択比率は2対1程度とすることで、実験協力者から十分な反応を引きだせると考えられる⁷⁾。その上で、架空の数字であると感じさせないように、85人、48人と設定した。この比率は暫定的なものであり、十分な反応を引きだせないのなら、3対1や、4対1といった比率での実験も必要となってくるであろう。

実験結果の予想

期待値という言葉が書かれている回答用紙と書かれていない回答用紙との比率は、期待値について詳述している資料1であっても、簡単に触れられているだけの資料2であっても、ほぼ同じ比率であると予想する。このような予想を行なう理由は、以下のように考えているからである。まず、実験協力者を無作為に各グループに振り分けているので、経済合理性に基づいた選択を行なう実験協力者の割合は、ほぼ同程度と想定できる80。そして、資料1においても資料2においても、実験協力者の「選択B」における期待値の方が高いことは提示しているからである。

回答用紙に期待値という言葉が書かれているかどうかに注目するのは、期待値という言葉が書かれていれば、期待値を考慮して選択をしている、書かれていなければ、期待値を考慮せずに選択をしていると見なしているからである。当然、期待値という言葉が書かれていれば、期待値を考慮して選択をしている、書かれていなければ、期待値を考慮せずに選択をしているとは、必ずしも言いきれない。しかし、期待値という言葉が書かれていなければ、期待値を考慮して選択をしている可能性は低くなることから、粗い議論ではあるが、上述の想定は容認しうると考えている。

期待値で見た時に有利な選択肢を提示している資料1配付グループと資料2配付グループにおける「選択A」と「選択B」の比率と、有利な選択肢を提示していない資料3配付グループにおける「選択A」と「選択B」の比率は同程度と予想する。

上述のような予想を行なう理由は、水戸(2009)での同様の実験において、大きな差異が見られなかったからである。もし、本論の実験においても大きな差異が見られないのであれば、期待値は選択において考慮する重要な要因ではないのかもしれない。

実験結果

表2によれば、資料1では、期待値が書かれているいるのは8枚であり、書かれていないのは5枚、資料2では、期待値について書かれているのは1枚であり、書かれていないのは14枚である。したがって、表2の結果と、資料1と資料2において期待値の書かれている比率はほぼ同じであるという実験前の予想とは、相違しているように見える。これを確認するために、独立性の検定を行ないたい。

表2 回答用紙における期待値に関する記述

(単位:枚数)

| | 期待値書かれている | 期待値書かれていない |
|------------|-----------|------------|
| 資料1 資料2 | | 5 1 4 |

出所)九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会作成。

- 注)¹⁾資料3は、課題文に期待値という表現を示していなかったので、表には資料3の結果を示していないが、資料3において期待値の書かれている枚数は0枚であった。
 - 2) 資料1において、期待値を示している回答用紙において「選択A」は2枚、「選択B」は6枚。 資料2において、期待値を示している回答用紙において「選択A」は0枚、「選択B」は1枚で ある。

表3によれば、資料1配付グループにおいて、期待値で見た時に有利である「選択B」の選択比率は53.8% (=7/13)である。資料2配付グループにおける「選択B」の選択比率は53.3% (=8/15)であり、資料1配付グループと同様の選択結果を得ることとなった。資料3配付グループにおいては、「選択B」の選択比率が63.6% (=7/11)であり、資料1配付グループや資料2配付グループよりも約10ポイント程度高い。つまり、有利な選択肢が何であるか認識している資料1配付グループと資料2配付グループの方が、認識していない資料3配付グループよりも、有利な選択肢選択比率が10ポイント程度低かった。

有利な選択肢を提示する場合は、提示しない場合と比較して、経済合理性を持たない選択肢を選択する比率がどの程度低いのかを明らかにしたいと考えていた。しかし、表3の結果によれば、提示していない方(資料3配付グループ)が、経済合理性を持たない選択肢を選択する比率は低く、これは事前の予想とは相違するように見える。相違しているか否かについては、独立性の検定を行なうことで確認したい。また、どの資料配付グループにおける実験においても、不利である「選択A」は少なからず選択されていた9)。

表3 資料1と資料2と資料3における選択結果

(単位:枚数)

| 「選択A」 | 「選択B」 |
|-------|----------------------|
| 6 | 7 |
| 7 | 8 |
| 4 | 7 |
| | 「選択A」 6 7 4 |

出所)九州共立大学経済学部ゲーム理論研究会作成。

独立性の検定

母集団を九州共立大学で「管理会計B」を履修申告している学生とし、講義終了後、調査に協力して参加した学生を実験協力者とする時、期待値について詳述している資料1配付グループ

において、期待値が書かれている枚数と書かれていない枚数の比率と、簡単に触れられているだけの資料2配付グループにおいて、期待値が書かれている枚数と書かれていない枚数の比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。つまり、表2に関する独立性の検定を行なう。Pearsonの χ 2乗の統計検定量は9.614(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.004であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却される。したがって、有意水準を0.05とする時には、九州共立大学で「管理会計B」を履修申告している学生においては、期待値について詳述する場合の「選択A」と「選択B」の選択比率の比率と、詳述しない場合の比率は相違するといえる。この結果は、実験前の予想とは相違している。

次に、有利な選択肢を提示するか否かによって、選択比率が相違するか否かに関する検定を行なう。つまり、表4に関する独立性の検定を行なう。具体的には、表4における有利な選択肢を提示する場合における「選択A」と「選択B」の比率と、有利な選択肢を明示しない場合における「選択A」と「選択B」の選択比率は同じという仮説(帰無仮説)を検定する。Pearsonの 22乗の統計検定量は0.325(自由度1)であり、Fisherの正確有意確率(両側)は0.725であった。有意水準を0.05とする時、上述の帰無仮説は棄却されない。したがって、有意水準を0.05とする時には、九州共立大学で「管理会計B」を履修申告している学生においては、有利な選択肢を提示する場合の「選択A」と「選択B」の選択比率と、有利な選択肢を提示しない場合の比率は相違しないといえる。この結果は、実験前に予想した通りである。次節では、表2と表4に基づく独立性の検定の結果について考察する。

表4 有利な選択肢における選択結果

(単位:枚数)

| | 「選択A」 | 「選択B」 |
|----------------------|-------|-------|
| 有利な選択肢を提示する(資料1と資料2) | 1 3 | 1 5 |
| 有利な選択肢を提示しない(資料3) | 4 | 7 |

出所)表3に基づく。

3 分析

表2に基づいて、独立性の検定を行なった結果、期待値を詳述するか否かによって、期待値が 書かれるかどうかに差異が生じることが明らかとなった。課題文において、期待値を詳述して いるのか、軽く触れているのかに関わりなく、実験協力者がリスク中立的であり、かつ、経済合 理性を持つならば、期待値に基づく選択を行なうとともに、選択理由として期待値に言及する はずである。そのため、実験前には、差異は生じないと予測していたので、差異の存在を確認し たことは、意外であった。

期待値の書かれた枚数に相違が存在する理由としては、3つ挙げることが可能である。第1に、リスクに対する態度が相違するからである。資料1と資料2において、リスクに対する態度が異なっている場合には、期待値の書かれた枚数に相違が生じる。しかし、資料1と資料2の相違は期待値を詳述するか否かだけなので、リスクに対する態度が相違するとは考えにくい。

第2に、経済合理性を持つ選択を促す程度が相違するからである。課題文において期待値に 言及するということは、暗黙に、期待値に基づく選択を行なうように促すことを意味しており、 期待値に言及する程度が高ければ高いほど、期待値に基づく選択を促す力が強い可能性があ る。この時、課題文における期待値の言及の程度が高くなるほど、回答用紙に期待値という言 葉が見られやすくなると同時に、期待値に基づく選択が行なわれやすくなる。つまり、期待値 が詳述されている資料1配付グループの方が、資料2配付グループよりも、期待値に基づく選 択が多く見られることになる。しかし、表3によれば、そのような選択傾向が見られないので、 期待値について言及する程度が高いほど、期待値に基づく選択を促す力が強いとはいえない。 したがって、期待値を詳述するか否かが、経済合理性を持つ選択を促す程度を相違させるとは 考えにくい。

第3に、課題文において期待値に言及する程度が相違しているからである。A4回答用紙に半分以上書くことは容易ではなく、半分以上書くためには、資料1を配付された実験協力者が、詳述されていた期待値という言葉を使用することは自然である。リスクに対する態度は相違せず、かつ経済合理性を持つ選択を促す程度は同じであっても、期待値に基づいた選択を行なうか否かに関わりなく、期待値という言葉を書いていたのかもしれない。本論では、表3の選択結果を考慮することで、第3の理由の可能性が最も高いと考える。

表4に基づいての独立性の検定によれば、有利な選択肢を提示するか否かによって、「選択A」と「選択B」の選択比率は相違するとはいえなかった。これは、有利な選択肢を提示することは、有利な選択肢がより多く選択されるというわけではないという事前の予想通りであった。

有利な選択肢を提示するか否かによって、「選択A」と「選択B」の選択比率は相違しない理由として、4つ挙げることができる。

第1に、選択肢間の期待値の相違が大きくないとみなす実験協力者が多く存在するからである。「選択A」の期待値と「選択B」の期待値の差異は0.008(=4.512-4.504)~1.000(=6.000-5.000)の範囲であり、大きいとはいえない。

第2に、実験協力者の効用がボーナス点の期待値のみで構成されていないからである。例えば、実験協力者の効用がボーナス点とともに、最も低いボーナス点は忌避したいという感情とによって構成されているとすれば、ボーナス点の期待値は軽視・無視されているように見える選択が行なわれうる。

第3に、1回限りの選択であるからである。同じ状況で100回、1,000回繰り返し選択する場合には、期待値の高い選択肢を選択するであろう。しかし、本論における実験は、1回限りの選択であり、その場合、期待値を重視しない選択をすることは、誤った選択とはいえない。つまり、期待値に基づく選択は、大数の法則の成立するだけの回数の選択をする場合には重視すべきである。しかし、1回限りの選択の場合、少数の法則が支配するので、期待値の高い選択を行なうことが、必ずしも最も有利でないケースが頻出する。その結果、1回限りの選択においては、期待値に基づく選択を行なわないことは誤った選択とはいえず、期待値に基づく選択を行なわない実験協力者が少なからず存在することになる。

第4に、実験協力者は、期待値を計算していなくても、直感に基づいて、無意識のうちに、期待値の高い選択肢を見いだすことができるからである。直感に基づいて、ボーナス点の高い選択肢を選択するので、期待値で見た時に有利な選択肢が提示されるか否かは、「選択A」と「選択B」

の選択比率に大きな影響を与えない。このような考えが妥当であるか否かは、3択あるいは4 択の選択肢での実験を行なうことで、どの程度妥当であるのか調べる必要がある。

4 まとめ

期待値で見た時に有利な選択肢を提示するグループと、提示しないグループを作り出すことで、有利な選択肢が何であるか認識した上での選択行動と、認識していない状況での選択行動とを観察できるようにした。表4によれば、有利な選択肢を提示したグループの方が、提示しなかったグループよりも、経済合理性を持たない選択肢を選択する比率は高くなるということにはならなかった。本論の実験結果は、データー数が十分でない状況での結果であることに留意する必要はあるが、重要な意味を持つ。上述の実験結果は、期待値基準では不利であることを十分に認識した上で、不利な選択肢を選択している実験協力者が少なからず存在するこを示すことができた。

期待値基準において、不利な選択肢を選択している実験協力者が少なからず存在するこを 観察できても、例外的である、あるいは、期待値で見た時に不利であることを十分に認識せず に選択したと見なされることが多かった。しかし、本論の実験によって、期待値で見た時に不 利であることを十分に認識した上での選択であることを明らかにできた。そのような選択を 行なう実験協力者が少なからず存在しているので(資料1は46.2%(=6/13)、資料2は46.7% (=7/15))、感情要因を含めた分析を行なう必要性の高さを指摘できる。

期待値は、選択において考慮する重要な要因ではないのかもしれないことを、本論は示すことができた。期待効用原理は、現時点ではリスク下の意思決定基準として代表的な原理である。さまざまな批判があるなかで、代替的な原理が存在していないなどの理由で、期待効用原理は主流であり続けているが、本論の実験結果は、期待効用原理に対して疑義を呈するものである。代替的な意思決定原理が存在していなくても、問題があるなら、期待効用原理の利用を一時停止してでも、新たな意思決定原理を探索すべき時期にきていると考えられる。

資料1

レポート

平成22年 月 日

このレポートは集計データとして、論文に利用する予定であり、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面

に半分以上書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は1点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

列1の学生の行動

| | 「選択A」 | 「選択B」 |
|--------|--------|--------|
| 「選択A」 | (5, 5) | (4, 6) |
| 「選択 B」 | (6, 4) | (3, 3) |

利得: (列1の学生のボーナス点、列2の学生のボーナス点)

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、 列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点 列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、 列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点 列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、 列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点 列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。<u>あなたが列1の学生の立場</u>に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。ただし、「選択A」を選択した人の方が多く、列2の学生で「選択A」を選択した学生が85人(63.9%)、「選択B」は48人(36.1%)であるとします。この時、あなたが「選択A」を選択すると、あなたのボーナス点の期待値は4.639(=5 \times 0.639+4 \times 0.361)、あなたが「選択B」を選択すると、あなたのボーナス点の期待値は4.917(=6 \times 0.639+3 \times 0.361)となります。この時、あなたはなにを選択するのか答えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択:(「選択A」、「選択B」)

資料2

レポート

平成22年 月 日

このレポートは集計データとして、論文に利用する予定であり、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面 **に半分以上**書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

列1の学生の行動

| | 「選択A」 | 「選択B」 |
|--------|--------|--------|
| 「選択 A」 | (5, 5) | (4, 6) |
| 「選択B」 | (6, 4) | (3, 3) |

利得: (列1の学生のボーナス点、列2の学生のボーナス点)

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。<u>あなたが列1の学生の立場</u>に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。ただし、「選択A」を選択した人の方が多いとします。この時、あなたは「選択B」を選択する方が、期待値は高くなります。この時、あなたはなにを選択するのか答えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択:(「選択A」、「選択B」)

資料3

レポート

平成22年 月 日

このレポートは集計データとして、論文に利用する予定であり、個人データとしては利用しません。また、プライバシーは保護します。このレポートの論文利用を承諾する場合は、裏面

に半分以上書き込んで提出してください。裏面での書き込みが半分未満の場合は、ボーナス点として1点しか加えません。論文データとして利用されるのがいやな学生は、学籍番号と名前のみ書いて提出するか、提出しないでください。そのことによる不利益な扱いはしません。ただし学籍番号と名前のみ書いて提出する場合のボーナス点は1点となり、提出しない場合のボーナス点は0点となります。

学科

学籍番号

名前

列2の学生の行動

列1の学生の行動

| | 「選択A」 | 「選択 B」 |
|-------|--------|--------|
| 「選択A」 | (5, 5) | (4, 6) |
| 「選択B」 | (6, 4) | (3, 3) |

利得: (列1の学生のボーナス点、列2の学生のボーナス点)

上述のゲームを分かりやすく示せば、

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は5点、列2の学生のボーナス点5点

列1の学生が「選択A」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は4点、列2の学生のボーナス点6点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択A」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は6点、列2の学生のボーナス点4点

列1の学生が「選択B」を選択し、列2の学生が「選択B」を選択する時、

列1の学生のボーナス点は3点、列2の学生のボーナス点3点

となります。<u>あなたが列1の学生の立場</u>に立つ時、「選択A」と「選択B」のどちらを選択するか答えてください。選択結果に応じたボーナス点を与える予定です。列2の学生は、別の大学で同様な課題を行なった133人のうちの1人です。ただし、「選択A」を選択した人の方が多いとします。この時、あなたはなにを選択するのか答えてください。ただし、ボーナス点についての問い合わせには答えません。

あなたの選択:(「選択A」、「選択B」)

参考文献

川越敏司『実験経済学』東京大学出版会、2007年。

水戸康夫『海外立地選択の行動経済学』創成社、2005年。

水戸康夫『海外進出リスク分析』創成社、2009年。

水戸康夫・進本眞文・内藤徹「「安心」ゲームならびに「チキン」ゲームにおける不合理な選択」『九 州共立大学経済学部紀要』第97号、2004年6月。

水戸康夫・進本眞文・八島雄士「相手プレイヤーとの利得差の影響に関する一考察」『九州共立 大学経済学部紀要』第104号、2006年3月。

水戸康夫・進本眞文・八島雄士「期待効用理論の現実妥当性」『九州共立大学経済学部紀要』第 111号、2008年2月。

山岸俊男「社会的ジレンマ研究の新しい動向」今井晴雄·岡田章『ゲーム理論の新展開』勁草書 房、2002年。

注

- 1)実験設定によって、実験協力者の選択結果が期待効用原理に基づく選択と一致する割合は 相違する。水戸(2005)などの実験によれば、7割程度のケースや4割程度のケースなど、さまざ まな結果が得られている。
- ²⁾宝クジの当選確率は、どの売り場で購入しようと、客観的には同じなので、購入すべき宝クジ売り場は一意に決定しない。
- 3)山岸(2002)等を参照。
- 4)水戸(2005)および、水戸(2009)を参照。
- 5)無効回答のうち、記述が半分以下であるために無効としたのは23枚、白紙であるため無効としたのは13枚である。裏面の選択理由の記述が白紙といっても、ほとんどの回答用紙の表面は選択されていた。
- 6)以前のレポートには、記述がA4用紙の半分未満である場合や、6~7行以下の場合は、出席に関するボーナス点は1点となることを記載していた。しかし、誤って理解して、6~7行は書くが、用紙半分未満の回答用紙が何枚か見られた。このため、最近は、半分未満である場合は1点であるという条件だけ書くように変更した。しかし、このように変更すると、2行で用紙半分以上となるような大きな文字を書く実験協力者が見られるようになった。そのために、暫定的に、5行以下で用紙半分以上書かれている場合は、常識外れに大きな文字の大きさであるとみなし、無効回答とすることとした。今回の実験においては、常識を外れて大きな文字を書いている回答用紙は存在しなかった。
- ⁷⁾水戸(2009)では、2対1(もしくは、1対2)の比率で、期待する反応を得ることができた。
- 8)水戸(2009)において、無視できない数の実験協力者が、経済合理性に基づかない選択を行なっている。本論の実験設定は、水戸(2009)とほぼ同じなので、無視できない数の実験協力者が、経済合理性に基づかない選択を行なうことが予想される。このため、全ての実験協力者が経済合理性に基づく選択を行なうとは考えていない。

⁹⁾有利でない選択肢を選択することは、水戸康夫・進本眞文・内藤徹(2004.6)や水戸康夫・進本 眞文・八島雄士(2006.3)等でも確認されている。

Journal of Kyushu Kyoritsu University Faculty of Economics

No. 121

Contents

Articles:

Do All Acts Of The Company Correspond Xu Yang (1)
To The Commercial Transaction?

An Analysis of the Effect of Expressing Advantageous Yasuo Mito (13)
Action on Choice Masafumi Shimmoto
Yuji Yashima
Kwon SoonJin